



食品表示基準における加工食品の表示方法等 の作成方針について

平成25年12月25日
消費者庁食品表示企画課

目 次

1	食品表示基準における加工食品の表示方法等の策定方針	3
	・食品表示基準の策定方針	3
	・個別の品質表示基準の取扱いについて	4
	・食品表示基準骨格イメージ	5
	・食品表示基準イメージ	6
	・統合の方針イメージ	7
	・加工食品の統合の方針イメージ	8
2	食品表示基準における論点	9
	・論点1 加工食品の用語の定義について	10
	・論点2 加工食品の義務表示事項について	12
	・論点3 加工食品の表示方法について	14
	・論点3-1 加工食品の名称の表示方法について	15
	・論点3-2 加工食品の原材料名等の表示方法について	17
	・論点3-3 加工食品の容量の表示方法について	21
	・論点3-4 加工食品の期限表示、保存方法、その他の表示方法について	22
	・論点4 表示禁止事項について	23

1 食品表示基準における加工食品の表示方法等の策定方針

食品表示基準の策定方針(案)

— 現行58本の基準を1本に統合 —

消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、
双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 1 原則として、表示義務の対象範囲(食品、事業者等)については変更しない
 - ・ 例外として、例えば、食品衛生法とJAS法の基準を統合するために一部取扱いが変更される部分が生じる。
- 2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい階層構造とする
 - ・ 食品について、例えば、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - ・ 食品関連事業者等について、例えば、「一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者」、「業務用の食品を扱う事業者」、「食品関連事業者以外の販売者」に区分
- 3 2の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる ※次頁参照
- 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について検討する。
- 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - ・ 例えば、アレルギー表示における代替表記等(例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの)の見直し

平成25年11月6日第26回食品表示部会資料より

1 食品表示基準における加工食品の表示方法等の策定方針

個別の品質表示基準の取扱いについて(案)

◆個別の品表の取扱いについては以下の方針で検討

- ① 個別品表に規定されている名称の定義は原則として存置
- ② 原材料（添加物を含む。）、内容量の記載方法や表示禁止事項については、原則として食品及び食品関連事業者等の区分ごとにルールを統一
- ③ 食品表示法の目的を達成する上で必要なものや他法令の制度との整合性を図るため存置が必要なものについては、個別に存置する方向で検討

食品表示基準骨格イメージ(案)

食品表示基準府令骨格(案)

加工食品

一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項 ← **食品衛生法に基づく表示基準府令及び加工品表の横断的な規定をイメージ**
例: 名称、アレルゲンを原材料として含む旨、保存方法、消費期限、原材料名、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地 等
 - 個別的事項 ← **食品衛生法に基づく表示基準府令、個別品表に定める食品ごとの事項をイメージ**
例: 食肉製品に関する事項、冷凍食品に関する事項 等
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

業務用加工食品を扱う事業者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項
 - 個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

食品関連事業者以外の販売者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項
 - 個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

生鮮食品

一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項 ← **生鮮品表の横断的な規定をイメージ**
例: 名称、原産地 等
 - 個別的事項 ← **食品衛生法に基づく表示基準府令、個別品表に定める食品ごとの事項をイメージ**
例: 水産物の品質に関する事項(「解凍」、「養殖」、「生食用」) 等
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

業務用生鮮食品を扱う事業者の基準

- 表示事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

食品関連事業者以外の販売者の基準

- 表示事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

添加物

一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者の基準

- 表示事項
 - 横断的事項
 - 個別的事項
- 表示方法
 - 横断的事項の表示方法
 - 個別的事項の表示方法
- 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等

業務用添加物を扱う事業者の基準

食品関連事業者以外の販売者の基準

食品表示基準イメージ(案)

内閣府令第〇〇号(案)

目次

第1章 総則(趣旨規定、定義規定など)

第2章 加工食品の表示基準

- 第1節 一般消費者に販売される形態の加工食品を扱う事業者が遵守すべき基準
- 第2節 業務用の加工食品を扱う事業者が遵守すべき基準
- 第3節 食品関連事業者以外の販売者が遵守すべき基準

第3章 生鮮食品の表示基準

- 第1節 一般消費者に販売される形態の生鮮食品を扱う事業者が遵守すべき基準
- 第2節 業務用の生鮮食品を扱う事業者が遵守すべき基準
- 第3節 食品関連事業者以外の販売者が遵守すべき基準

第4章 添加物の表示基準

- 第1節 一般消費者に販売される形態の添加物を扱う事業者が遵守すべき基準
- 第2節 業務用の添加物を扱う事業者が遵守すべき基準
- 第3節 食品関連事業者以外の販売者が遵守すべき基準

統合の方針イメージ

<JAS法関係>

JAS法に基づく品質表示基準

(合計52基準)

○加工食品品質表示基準(1基準)

- ・名称
- ・原材料名
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・製造業者等の名称及び住所

○生鮮食品品質表示基準(1基準)

- ・名称
- ・原産地

○遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(1基準)

- ・表示の対象となる品目、表示方法 等

○個別の品質表示基準(加工) 46基準

- ①農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準
- ②トマト加工食品品質表示基準
- ③乾しいたけ品質表示基準
- ④農産物漬物品質表示基準
- ⑤野菜冷凍食品品質表示基準
- ⑥ジャム類品質表示基準
- ⑦乾めん類品質表示基準
- ⑧即席めん品質表示基準
- ⑨マカロニ類品質表示基準
- ⑩パン類品質表示基準
- ⑪凍り豆腐品質表示基準
- ⑫ハム類品質表示基準
- ⑬プレスハム品質表示基準
- ⑭混合プレスハム品質表示基準
- ⑮ソーセージ品質表示基準
- ⑯混合ソーセージ品質表示基準
- ⑰ベーコン類品質表示基準
- ⑱畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準
- ⑲煮干魚類品質表示基準
- ⑳魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準
- ㉑削りぶし品質表示基準
- ㉒うに加工食品品質表示基準
- ㉓うにあえもの品質表示基準
- ㉔うなぎ加工食品品質表示基準
- ㉕乾燥わかめ品質表示基準
- ㉖塩蔵わかめ品質表示基準
- ㉗みそ品質表示基準
- ㉘しょうゆ品質表示基準
- ㉙ウスターソース類品質表示基準
- ㉚ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準
- ㉛食酢品質表示基準
- ㉜風味調味料品質表示基準
- ㉝めん類等用つゆ品質表示基準
- ㉞乾燥スープ品質表示基準
- ㉟食用植物油脂品質表示基準
- ㊱マーガリン類品質表示基準
- ㊲調理冷凍食品品質表示基準
- ㊳チルドハンバーグ品質表示基準
- ㊴チルドミートボール品質表示基準
- ㊵チルドぎょうざ類品質表示基準
- ㊶レトルトパウチ食品品質表示基準
- ㊷調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準
- ㊸炭酸飲料品質表示基準
- ㊹果実飲料品質表示基準
- ㊺にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
- ㊻豆乳類品質表示基準

○個別の品質表示基準(生鮮) 3基準

- ①玄米及び精米品質表示基準
- ②しいたけ品質表示基準
- ③水産物品質表示基準

食品表示基準

総則

○加工食品

横断的事項

- 名称の定義
- 表示の方法
- 名称
- 原材料名
- 内容量
- その他
- 表示禁止事項

個別的事項

○生鮮食品

横断的事項

- 名称の定義
- 表示の方法
- 名称
- 原産地
- 内容量
- その他
- 表示禁止事項

個別的事項

○添加物

横断的事項

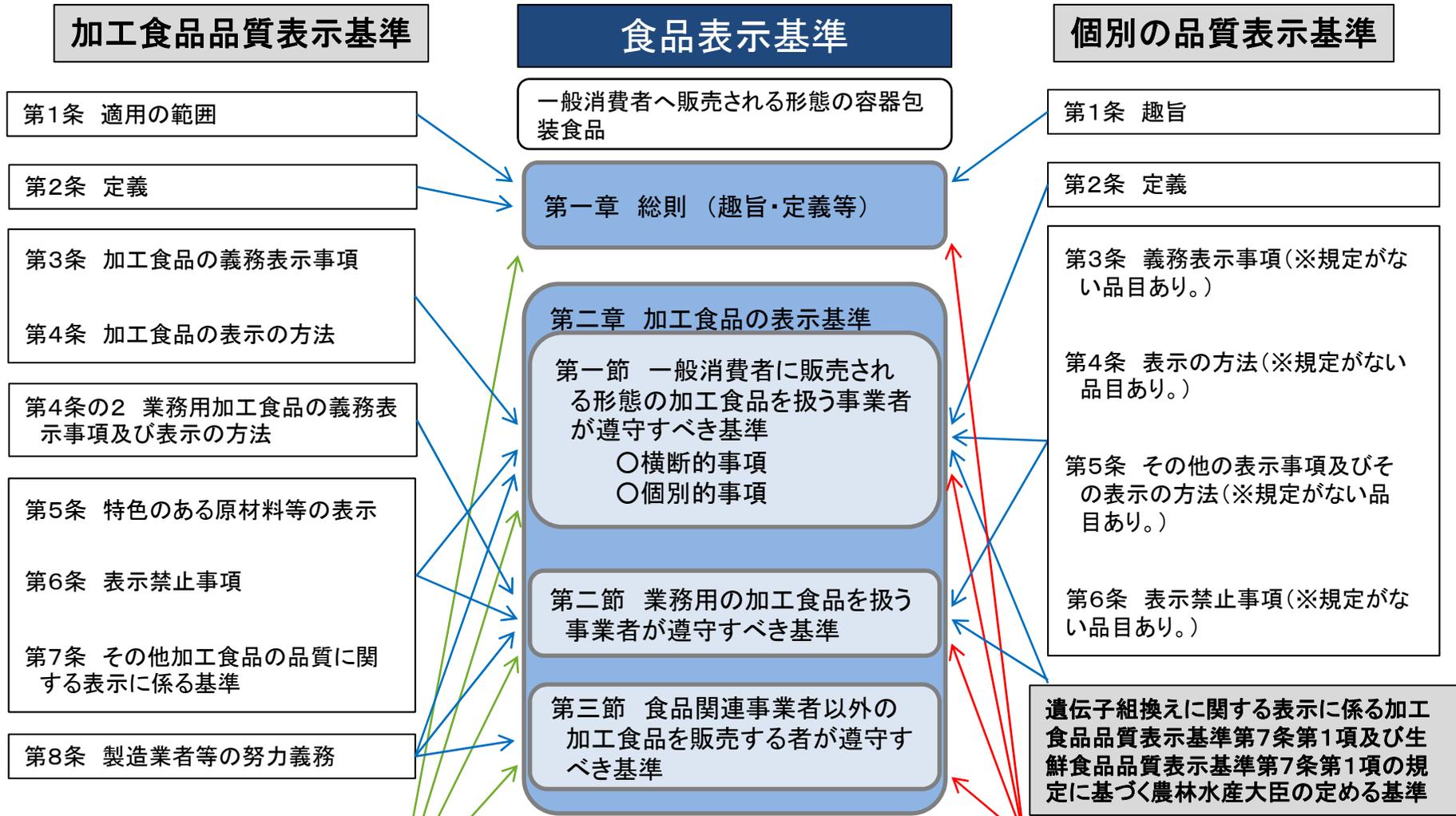
<食品衛生法関係>

- ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令
- ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令
- ・乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準
- ・栄養機能食品の表示に関する基準
- ・容器包装の面積により表示を省略することができる食品

<健康増進法関係>

栄養表示基準

加工食品の統合の方針イメージ



必要なものは個別に規定を存置

栄養表示基準

- ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令
- ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令
- ・乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準
- ・栄養機能食品の表示に関する基準
- ・容器包装の面積により表示を省略することができる食品

2 食品表示基準における加工食品の論点

論点1 加工食品の用語の定義について

論点2 加工食品の義務表示事項について

論点3 加工食品の表示方法について

論点3-1 加工食品の名称の表示方法について

論点3-2 加工食品の原材料名等の表示方法について

論点3-3 加工食品の内容量の表示方法について

論点3-4 加工食品の期限表示、保存方法、その他の表示方法について

論点4 加工食品の表示禁止事項について

論点1 加工食品の用語の定義について

統合の考え方

- ・3法に基づく食品表示基準全体に係る用語の定義及び食品の区分に関する用語の定義は食品表示基準の「総則(第1章)」に規定
- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準に規定されている用語の定義は原則として「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項に規定

(1) 総則に規定するもの

- ①食品の区分に関する用語(例えば「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」、「業務用加工食品」、「業務用生鮮食品」、「業務用添加物」など) → 総則へ
- ②食品表示基準全体に係る用語(例えば「容器包装」など) → 総則へ

(2) 個別的事項として整理するもの

現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準に規定されている用語については、形状等の用語の定義も含め、加工食品の表示基準の個別的事項に規定

論点1 加工食品の用語の定義について

(2) 個別的事項として整理するもの(つづき)

i) 品目の定義の本文中に挿入する例(乾めん類の定義)
(現行の規定)

乾めん類	次に掲げるものをいう。 1 小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの 2 1に調味料、やくみ等を添付したもの
調味料	直接又は希釈して、めんにつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるものをいう。
やくみ	ねぎ、のり、七味とうがらし等をいう。



(食品表示基準での規定のイメージ)

乾めん類	次に掲げるものをいう。 1 小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの 2 1に調味料(直接又は希釈して、めんにつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるものをいう。以下乾めん類において同じ)、やくみ(ねぎ、のり、七味とうがらし等をいう。以下乾めん類において同じ)等を添付したもの
------	--

ii) 別途、個別的事項として規定する例(固形トマトの形状の定義)

形状の用語(「全形」「輪切り」「立方体」等)については、品目の定義の本文中に挿入するとわかりにくいことから、別途、別表等で整理

(別表のイメージ)

全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のものをいう。
2つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したものをいう。
4つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したものをいう。
輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のものをいう。
くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のものをいう。
立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のものをいう。
不定形	全形を不定形に破碎したものをいう。

論点2 加工食品の義務表示事項について

統合の考え方

- ・ 3法の表示基準に規定されている表示事項のうち、品目共通のものについては「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項に規定
- ・ 3法の表示基準に規定されている表示事項のうち、義務表示の範囲が一部に限られるものについては、「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項に規定

(1) 横断的事項として整理するもの

(例) 「名称」、「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、「原材料名」、「内容量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」

これに加え、

- ・ 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令に規定される事項「アレルギー」、「添加物」など
- ・ 健康増進法に基づく栄養表示基準に規定される「栄養成分の量及び熱量」

※表示事項の省略については、横断的事項として規定する。

(JAS法に基づく例)

原材料が1種類のみであるもの(缶詰及び食肉製品を除く。)は「原材料名」を省略できる。

(JAS法及び食品衛生法に基づく例)

常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないものは「保存方法」を省略できる。

論点2 加工食品の義務表示事項について

(2) 個別的事項として整理するもの

- ① 複数の個別品質表示基準に該当する義務表示事項は個別的事項に統一して規定
 - (例1) 内面塗装缶以外の缶詰の「使用上の注意」
(農産物缶詰及び農産物瓶詰、トマト加工品、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、ジャム類、豆乳類)
 - (例2) 「調理方法」
(乾燥スープ、乾めん類、マカロニ類、チルドぎょうざ類)
- ② 一つの品質表示基準のみに該当する義務表示事項は個別的事項として規定
 - (例1) 食酢の「酸度」「醸造酢の混合割合」「希釈倍数」
 - (例2) 乾めん類の「そば粉の配合割合」
 - (例3) 削りぶしの「密封の方法」「圧搾煮干し配合率」
- ③ 原料原産地表示、遺伝子組換え食品に関する表示については、義務表示対象とする食品が限られることから、個別的事項として規定する。
- ④ 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令で個別に義務付けられている表示事項は個別的事項として規定
 - (例1) 加熱食肉製品に関する事項
表示例「加熱食肉製品(加熱後包装)」
 - (例2) 冷凍食品に関する事項
表示例「加熱調理の必要性:加熱して召し上がってください。」

統合の考え方

- ・3法の表示基準に規定されている表示方法のうち、品目共通のものについては、「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項として規定
- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準に規定されている表示方法の内、統一できるものについては、原則として共通ルールとしたうえで、「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項として規定
- ・ただし、加工食品の表示基準の横断的事項として統一できないものについては「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項に規定
- ・添加物の表示等については横断的事項とし、原料原産地表示、遺伝子組換え食品に関する表示等については「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項として規定

論点3-1 加工食品の名称の表示方法について

(1) 横断的事項として整理するもの

①原則、名称の表示方法は、現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第4条第1項に規定されている「その内容を表す一般的な名称を記載すること」を基本ルールとして、横断的事項に規定

②ただし、現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準に定義されている名称については、定義されている用語を用いる。

例：ジャム類のマーマレードの定義

用語	定義
マーマレード	ジャム類のうち、かんきつ類の果実を原料としたもので、かんきつ類の果皮が認められるものをいう。

ジャム類のマーマレードの名称の表示例

名称：マーマレード

(参考)名称規制のルール

加工食品品質表示基準第4条抜粋

別表4の左欄に掲げる加工食品以外のものにあつては、それぞれ同表の右欄に掲げる規定により定められた名称を記載してはならない。

(加工食品品質表示基準別表4一部抜粋)

加工食品	規定
トマト加工品	トマト加工品品質表示基準第4条第1項第1号
乾しいたけ	乾しいたけ品質表示基準第4条第1号
にんじんジュース 及びにんじんミックスジュース	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準第3条第1号
マカロニ類	マカロニ類品質表示基準第4条第1項第1号
ハム類	ハム類品質表示基準第3条第1号
プレスハム	プレスハム品質表示基準第3条第1号
	⋮

(2) 個別的事項として整理するもの

消費者への情報提供の観点から、製造方法、形状等を横断的事項として規定した名称に併記する必要があると認められる場合等については、個別的事項に名称の表示方法の規定を設ける。

例1(案)ベーコン類

ブロック、スライス等の形状に切断して容器に入れ、又は包装したものであって、外部から形状を確認できないものにあつては、名称の表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を記載

例2(案)トマト加工品

定義の用語「固形トマト」については、充てん液を加えるものにあつては、充てん液としてトマトジュースや水等様々な原材料を使用するため、名称に「トマト・ジュースづけ」「トマト・水煮」等と記載

論点3-2 加工食品の原材料名等の表示方法について

(1) 横断的事項として整理するもの

① 原材料名の表示順序

現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第4条「使用した原材料を、食品添加物以外の原材料及び食品添加物の区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること」を基本ルールとして横断的事項に規定。

例(おにぎり)

区分ごとに重量の割合の多いものから順に表示

原材料名: ご飯、鮭、のり、食塩、調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル)

食品添加物以外の原材料

食品添加物

② 複合原材料の表示方法

現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第4条に基づく複合原材料の表示方法については、横断的事項に規定。

※ 2種類以上の原材料からなる…複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。(加工食品品質表示基準第4条抜粋)

複合原材料の表示例

複合原材料名

複合原材料の原材料名

原材料名: マヨネーズ(食用植物油脂、全卵、醸造酢、食塩、香辛料)、…

複合原材料の原材料が3種類以上ある場合、その複合原材料に占める割合が3位以下で、かつ、重量の割合が5%未満となる原材料は、「その他」と表示することができる。

複合原材料の原材料表示を省略した例

原材料名: マヨネーズ(食用植物油脂、全卵、醸造酢、その他)、…

論点3-2 加工食品の原材料名等の表示方法について

(1) 横断的事項として整理するもの(つづき)

③ 原材料名の一部まとめ書き(現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で複数品目で規定されているもの)

- ・構成要素毎によるまとめ書きの規定のある品目(調理冷凍食品、レトルトパウチ食品等)について品目横断的に次のようにまとめ書きができるように横断的事項に規定

例1 同種の原材料(野菜、魚介類、糖類等)のまとめ書き

「野菜」「魚介類」「糖類」等、同種の原材料でまとめ、括弧を付して記載

表示例

原材料名:野菜(にんじん、たまねぎ、ピーマン)、糖類(砂糖、水あめ)、...

例2 複数の加工食品を組み合わせた製品について、構成要素ごとに区分した記載方法

「めん」「かやく」「ソース」等、構成要素ごとに区分し、原材料を括弧を付して記載

表示例

原材料名:めん(小麦粉)、つゆ(しょうゆ、酒、みりん)、かやく(かまぼこ、わかめ、ねぎ)、...

- ・砂糖と砂糖混合異性化液糖を使用した場合の記載方法

砂糖類は一般的な名称による記載の他、品目横断的に次のようにまとめ書きができるように横断的事項に規定

原材料に「砂糖」と「砂糖混合高果糖液糖」を使用した場合の表示例

原材料名:〇〇、砂糖・高果糖液糖、...

又は

原材料名:〇〇、砂糖・異性化液糖、...

論点3-2 加工食品の原材料名等の表示方法について

(1) 横断的事項として整理するもの(つづき)

④ 簡略表記

現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第4条及び個別の品質表示基準に規定する原材料名の簡略表示については、横断的事項に規定

例) 香辛料や香辛野菜等の簡略表記

原材料に占める重量の割合が2%以下であれば、「香辛料」とまとめて記載できる。

注: 個別の品質表示基準で重量の割合に関係なく「香辛料」とまとめて記載することができるものについては、消費者への情報提供の観点と事業者の実行可能性のバランスを考慮し、整理する。

⑤ 中間加工原料を使用した場合の原材料名の記載方法

現行の加工食品品質表示基準Q&A(わかりやすい表示等)問46では、「加工食品の原材料は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、一般的名称で記載することを基本とする」と記載されている。この記載方法を基本ルールとして横断的事項に規定する。

例) 原材料にミックス粉を使用した場合の表示方法→「ミックス粉(小麦粉、砂糖、・・・)」

⑥ 食品衛生法に基づく表示方法

・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令に規定する原材料名欄へのアレルギーの表示方法については、横断的事項に規定

(代替表記等の表示方法については、別途、調査会で審議する。)

・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令に規定する添加物の表示方法については、横断的事項に規定

論点3-2 加工食品の原材料名等の表示方法について

(2) 個別的事項として整理するもの

現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準に規定されている、原材料名のそれぞれの表示方法について、消費者への情報提供の観点から規定が必要なものについては個別的事項に規定する。

(例1) 醸造酢と合成酢を区分して記載 (品目例: トマト加工品、ドレッシング類 等)

→食品表示基準に「醸造酢」や「合成酢」の定義を規定するため、これらの用語を一般的名称として使用することは可能であるが、一方で食酢と区分せずに表記することも可能

ただし、商品の特性等を踏まえ、消費者への情報提供の観点から「食酢」ではなく、「醸造酢」や「合成酢」の別に詳細な情報提供を求めていることから、個別的事項として規定

(例2) 濃縮還元原料の使用の有無を併記 (品目例: トマト加工品、にんじんジュース 等)

→使用した果汁の状態について、詳細な情報提供を求めていることから、個別的事項に規定

(例3) 栽培方法を併記 (原木栽培、菌床栽培) (品目: 乾しいたけ)

→しいたけの栽培方法について詳細な情報提供を求めていることから、個別的事項に規定

(例4) 部位を併記 (豚ばら肉、豚ロース肉等) (品目例: ハム類、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 等)

→定義と連動し、食肉の部位について詳細な情報提供を求めていることから、個別的事項に規定

(例5) 原材料名の事項内にでん粉含有率の併記 (品目: プレスハム、混合プレスハム)

→でん粉の含有率の詳細な情報を求めているため、個別的事項に規定するが、別の品目において別途事項名を設けて記載させているものがあるため、個別的事項に規定するに当たっては、表示事項を立てた形に統一して規定

論点3-3 加工食品の内容量の表示方法について

(1) 横断的事項として整理するもの

現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第4条に規定されている内容量の表示方法は、横断的事項に規定する。
(例)

- ① 計量法の特定商品に規定されている食品については、計量法に従い、定められた計量単位を用いて内容量を表示
例) ハム 内容量:300g
- ② 計量法の特定商品以外の食品については、内容重量、内容体積、内容数量等を単位を明記して内容量等を表示
例) バターロール 内容数量:6個入り
- ③ 固形物に充てん液を加え密閉したものにあっては、加工食品品質表示基準第4条第1項の規定を横断的事項として規定し、固形量及び内容総量または固形量のみを記載する。

※政令で定める商品(以下「特定商品」という。)の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量(特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。)を法定計量単位により示して販売する。(計量法第12条抜粋)

(2) 個別的事項として整理するもの

現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準に規定されている内容量の表示方法については、消費者への情報提供の観点から規定が必要なものについては個別的事項に規定する。

例1) 個数により表記

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を詰めたものにあっては、固形量のほか内容個数を記載

表示例(うずらの卵水煮): 固形量:600g 内容個数:100~110個

例2) 内容量に個数を併記

魚肉ハム・ソーセージのうち、2個又は2枚以上が同一の容器に入れられ、または同一の包装をされたものであって、個数又は枚数が外側から判別できないものにあっては、個数または枚数を内容重量の表示の文字に並べて記載

表示例: 内容量:200g(4本入り)

例3) 内容重量に1人分のお湯の量及び総量を併記

乾燥スープ 内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「1人〇〇mlで〇人前」等と記載すること。ただし、1人前ずつ個包装されているものにあっては、「1人〇〇mlで〇人前」等の記載を省略することができる。

表示例: 内容量: 50g(1人150mlで3人前)

論点3-4 加工食品の期限表示、保存方法、その他の表示方法について

期限表示、保存方法、製造業者等

現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第4条第1項の規定と食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令の規定を統一し、「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項に規定

その他の表示方法

- ・現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第5条の特色のある原材料等の表示については、「加工食品の表示基準(第2章)」横断的事項に規定。
- ・原料原産地表示、遺伝子組換え食品に関する表示等については、「加工食品の表示基準(第2章)」個別的事項に規定

論点4 加工食品の表示禁止事項について

統合の考え方

- ・現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第6条及び遺伝子組換え食品品質表示基準第5条の表示禁止事項は、「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項に規定
- ・現行の個別の品質表示基準に規定されている表示禁止事項で、統ルールにできるものについては、原則として共通ルールとしたうえで、「加工食品の表示基準(第2章)」の横断的事項として規定
- ・ただし、横断的事項として統一できないもの、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令に規定するものについては、「加工食品の表示基準(第2章)」の個別的事項に規定

(1) 横断的事項として整理するもの

- ① 現行のJAS法に基づく加工食品品質表示基準第6条に基づく規定を加工食品の横断的事項に規定
 - (イ) 義務表示事項及び表示の方法の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
 - (ロ) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示
例:あじの原産国がオランダ、加工地が沼津のあじの干物について「沼津産 あじの開き」と表示
 - (ハ) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
例:スライスのパインアップル缶詰の絵にホールのパインアップルの絵を表示
 - (ニ) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示
- ② 現行のJAS法に基づく一部の個別品質表示基準に規定される、等級がある日本農林規格の格付対象品目にあつては、格付が行われないものへの等級の表示については、加工食品の横断的事項に規定
例:格付けの行われていないコンビーフ缶詰に「上級 コンビーフ」と表示
- ③ 現行の遺伝子組換え食品品質表示基準第5条に規定する表示禁止事項については、加工食品の横断的事項に規定
※組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語(遺伝子組換え食品品質表示基準第5条抜粋)
- ④ 食品衛生法に第19条第1項の規定に基づく内閣府令に規定する「乳児用規格適用食品」「栄養機能食品」「保健機能食品」の表示禁止事項については、加工食品の横断的事項に規定
 - (イ) 乳児用規格適用食品以外の食品にあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示又はこれと紛らわしい表示
 - (ロ) 栄養機能食品にあつては、栄養成分以外の成分の機能の表示及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示
 - (ハ) 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示

論点4 加工食品の表示禁止事項について

2 個別的事項として整理するもの

横断的事項に整理されない、現行の個別の品質表示基準の表示禁止事項のうち、消費者への情報提供のために、必要なものについては、個別的事項として規定

①生、フレッシュその他の新鮮であること等を示す用語

例：トマトケチャップに「新鮮！トマトケチャップ」と表示

②天然又自然等の用語

例：オレンジジュースに「ナチュラルオレンジジュース」と表示

③純正、ピュアーその他の純粋であること等を示す用語

例：りんごジュースに「純粋りんごジュース」との表示

④品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語、官公庁が推奨しているかのように誤認させる表示。ただし、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合はこの限りとしなない。

⑤名産・特産等の用語(乾しいたけのみ)

⑥原材料の内、特定のを強調する用語

例：あんに対してかにの含有率が10%未満の冷凍しゅうまいの商品名に、使用割合の表示をせずに「冷凍かにしゅうまい」と表示

⑦原料食肉を2種類以上使用したのものについて、原料食肉のうち特定の種類を特に強調する用語

例：牛肉と鶏肉を原料として使用したチルドハンバーグステーキにビーフハンバーグと表示